



27経営第3254号  
平成28年3月30日

全国農業会議所  
会長 二田 孝治 殿

農林水産事務次官



「農地移動適正化あっせん事業実施要領」の一部改正について

農地移動適正化あっせん事業実施要領（昭和45年1月12日付け44農地B第3712号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、今後とも本事業の円滑かつ適切な実施に御配慮をお願いします。

なお、貴管下団体等への通知については、貴職からお願いします。  
以上、命により通知する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>1 農業委員会が農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「<u>農委法</u>」という。）第6条第2項の規定に基づき農業振興地域内の農用地等について行う農地保有の合理化のための権利移動のあっせん事業（以下「<u>農地移動適正化あっせん事業</u>」という。）及びこれに対する都道府県の指導事業は、この要領の定めるところによるものとする。 (農地移動適正化あっせん基準)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 都道府県知事は、あっせん基準の認定の申請があつたときは、これを審査しそのあっせん基準が農業振興地域整備計画に適合し、かつ、農業によつて自立しようとする意欲と能力を有する農業生産の中核的担い手となることを志向する農業者（農地所有適格法人、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項各号に掲げる要件をすべて満たす者、農業後継者及び新規就農希望者（新たに農業経営を行おうとする者（その世帯主の農業経営の移譲により新たに農業経営を行おうとする者を除く。）を含む。以下同じ。）の農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を図るために有効かつ適当であると認められるときに限り認定するものとする。また、都道府県知事は、既に認定したあっせん基準につき随時審査し、農業振興地域整備計画との整合性の確保に努めるものとする。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 都道府県知事は、農業委員会があっせん基準を作成する場合には、その求めに応じて必要な協力援助をするほか、あっせん基準が次に掲げる要件をみたすものとなるよう指導助言に努めるものとする。 (1) 農用地等の権利を取得させるべき者は、農業を営む者、当該農用地等の所在地を事業実施地域を含む農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「<u>機構法</u>」という。）第2条第4項に規定する農地中間管理機構及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「<u>基盤強化法</u>」という。）第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体（以下「<u>農地中間管理機構等</u>」という。）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>1 農業委員会が農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第2項の規定に基づき農業振興地域内の農用地等について行う農地保有の合理化のための権利移動のあっせん事業（以下「<u>農地移動適正化あっせん事業</u>」という。）及びこれに対する都道府県の指導事業は、この要領の定めるところによるものとする。 (農地移動適正化あっせん基準)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 都道府県知事は、あっせん基準の認定の申請があつたときは、これを審査しそのあっせん基準が農業振興地域整備計画に適合し、かつ、農業によつて自立しようとする意欲と能力を有する農業生産の中核的担い手となることを志向する農業者（農業生産法人、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項各号に掲げる要件をすべて満たす者、農業後継者及び新規就農希望者（新たに農業経営を行おうとする者（その世帯主の農業経営の移譲により新たに農業経営を行おうとする者を除く。）を含む。以下同じ。）の農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を図るために有効かつ適当であると認められるときに限り認定するものとする。また、都道府県知事は、既に認定したあっせん基準につき随時審査し、農業振興地域整備計画との整合性の確保に努めるものとする。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 都道府県知事は、農業委員会があっせん基準を作成する場合には、その求めに応じて必要な協力援助をするほか、あっせん基準が次に掲げる要件をみたすものとなるよう指導助言に努めるものとする。 (1) 農用地等の権利を取得させるべき者は、農業を営む者、当該農用地等の所在地を事業実施地域を含む農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項規定する農地中間管理機構及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体（以下「<u>農地中間管理機構等</u>」という。）</p>

用集積円滑化団体（以下「農地中間管理機構等」という。）並びに農業者年金基金（農振法第3条第4号の農業用施設の用に供される土地（整備してこれらの施設の用に供される土地とすることが適当な土地を含む。）であって、農業者の共同利用に供されるものについては、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人又は農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第3号に規定する法人を含む。）とし、農業を営む者の要件については、次のアからウまでの要件をそなえている者に限られる旨が定められているほか、農業振興地域整備計画において育成しようとする作目及び農業経営の形態に対応して必要と認められる要件が定められているものであること。

ア その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農地所有資格法人の営む経営に供される場合）にあっては、その経営面積をその常時従事者たる構成員に属する世帯の数で除した面積。その経営面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営又は肉用牛肥育経営に供される場合は、飼養規模。以下同じ。）が、別に定める場合を除き、当該地域における作目及び経営形態別に当該地域における農家の平均の経営面積以上で農業委員会が定める基準面積（その基準面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営又は肉用牛肥育経営に供される場合は基準飼養規模。）を超えるものであること。

イ・ウ [略]

(2) 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあつせんの順位は、農業を営む者を第1順位とすること。

この場合、認定農業者（基盤強化法第12条第1項の規定により認定を受けた者をいう。）又は認定就農者（基盤強化法第14条の4第1項の規定により認定を受けた者をいう。）を優先してあつせんすること。

また、農業を営む者に対するあつせんが不成立の場合又は農業を営む者にあつせんするよりも農地中間管理機構等にあつせんする方が農地保有の合理化に著しく寄与すると認められる場合には農地中間管理機構等にあつせんすること。ただし、農業を営む者に対するあつせんが不成立の場合であつて、あつせんに係る農用地等が、離農希望者の申出によるものであるものあり、かつ、農業者年金基金にあつせんすることが

並びに農業者年金基金（農振法第3条第4号の農業用施設の用に供される土地（整備してこれらの施設の用に供される土地とすることが適当な土地を含む。）であって、農業者の共同利用に供されるものについては、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人又は農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第3号に規定する法人を含む。）とし、農業を営む者の要件については、次のアからウまでの要件をそなえている者に限られる旨が定められているほか、農業振興地域整備計画において育成しようとする作目及び農業経営の形態に対応して必要と認められる要件が定められているものであること。

ア その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農業生産法人の営む経営に供される場合）にあっては、その経営面積をその常時従事者たる構成員に属する世帯の数で除した面積。その経営面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営又は肉用牛肥育経営に供される場合は、飼養規模。以下同じ。）が、別に定める場合を除き、当該地域における作目及び経営形態別に当該地域における農家の平均の経営面積以上で農業委員会が定める基準面積（その基準面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営又は肉用牛肥育経営に供される場合は基準飼養規模。）を超えるものであること。

イ・ウ [略]

(2) 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあつせんの順位は、農業を営む者を第1順位とすること。

この場合、認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により認定を受けた者をいう。）及び地域の中心となる経営体（農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項の規定による地域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者をいう。）を優先してあつせんすること。

また、農業を営む者に対するあつせんが不成立の場合又は農業を営む者にあつせんするよりも農地中間管理機構等にあつせんする方が農地保有の合理化に著しく寄与すると認められる場合には農地中間管理機構等にあつせんすること。ただし、農業を営む者に対するあつせんが不成立の場合であつて、あつせんに係る農用地等が、離農希望者の申出によるものであるものあり、かつ、農業者年金基金にあつせんすることが

適当であると認められる場合には、農業者年金基金にあってせんすること。

(3)・(4) [略]

8 [略]

(あっせん)

9 農業委員会は、次のアからウまでに掲げる場合に、10から15までに定めるところによりありあつせんを行うものとする。

なお、農用地等の所有者から農用地等の貸付けについてあつせんの申出があつた場合及び名簿に登録されている者から農用地等の借受けについてあつせんの申出があつた場合は、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業（機構法第2条第3項に規定する農地中間管理事業）の活用について申出者の同意を得た上で農地中間管理機構と農地中間管理事業による農用地等の借受け又は貸付けの調整を行うこととし、申出者の同意が得られない場合において農業委員会によるあつせんを行うこととする。

ア～ウ [略]

10 [略]

11 農業委員会は、10により農用地等の権利移動の相手方となるべき候補者を選定した場合には、農地利用最適化推進委員（農地利用最適化推進委員を委嘱していない農業委員会にあっては、農業委員会の委員）の中からあつせん委員1人以上を指名し、当該あつせん委員をして農用地等の権利移動のあつせんを行わせるものとする。この場合には、農業委員会には、農業委員会は、あつせんの申出をした者及び農用地等の権利移動の相手方となるべき者にあつせんを行う旨及びあつせん委員の氏名を通知するものとする。

12～17 [略]

(農業委員会ネットワーク機構)

18(1) 農委法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構（以下「都道府県農業委員会ネットワーク機構」という。）は、農地移動適正化あつせん事業が適正かつ円滑に実施されるよう必要な農業委員等の講習及び研修を行うとともに、農業委員会に協力するものとする。

(2) 農委法第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構は、農地移動適正化あつせん事業が適正かつ円滑に実施されるよう都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う(1)

適当であると認められる場合には、農業者年金基金にあってせんすること。

(3)・(4) [略]

8 [略]

(あっせん)

9 農業委員会は、次のアからウまでに掲げる場合に、10から15までに定めるところによりありあつせんを行うものとする。

なお、農業委員会は、農用地等の所有者から農用地等の貸付けについてあつせんの申出があつた場合及び名簿に登録されている者から農用地等の借受けについてあつせんの申出があつた場合は、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業）の活用を促すこととし、申出者が農業委員会のあつせんを希望した場合にはあつせんを行うこととする。

ア～ウ [略]

10 [略]

11 農業委員会は、10により農用地等の権利移動の相手方となるべき候補者を選定した場合には、農業委員会の委員の中からあつせん委員2人を指名し、当該あつせん委員をして農用地等の権利移動のあつせんを行わせるものとする。この場合には、農業委員会は、あつせんの申出をした者及び農用地等の権利移動の相手方となるべき者にあつせんを行う旨及びあつせん委員の氏名を通知するものとする。

12～17 [略]

(都道府県農業会議及び全国農業会議所)

18(1) 都道府県農業会議は、農地移動適正化あつせん事業が適正円滑に実施されるよう必要な農業委員等の講習及び研修を行うとともに、農業委員会に協力するものとする。

(2) 全国農業会議所は、農地移動適正化あつせん事業が適正円滑に実施されるよう都道府県農業会議が行う(1)の業務につき指導を行うものとする。

の業務につき指導を行うものとする。

(都道府県知事及び地方農政局長)

19 (1) [略]

(2) 都道府県知事は、農業委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業が適正かつ円滑に行われることを確保するため、必要なあっせん状況の報告を行わせるものとする

(3) [略]

(4) 都道府県知事は、(1)の報告を受けた場合は、当該都道府県のあっせん計画及び実績の取りまとめ結果を6月末までに、(2)のあっせん状況の報告を受けた場合には、当該都道府県のあっせん状況の取りまとめ結果並びに(3)の調査結果及び農業委員会に対する指導内容を翌年度の6月末までに地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。

(5) [略]

(都道府県知事及び地方農政局長)

19 (1) [略]

(2) 都道府県知事は、農業委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業が適正かつ円滑に行われることを確保するため、必要なあっせん状況の報告を行わせるものとする

(3) [略]

(4) 都道府県知事は、(2)のあっせん状況の報告を受けた場合には、当該都道府県のあっせん状況の取りまとめ結果並びに(3)の調査結果及び農業委員会に対する指導内容を地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。

(5) [略]

附 則

1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定に基づき、平成27年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。